

丸山穂高衆議院議員に対する議員辞職を求める決議

衆議院は6月6日、与野党全会派が共同提出した丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議を全会一致で可決しました。

内容は、北方四島交流に参加中に丸山氏が戦争でこの島を取り返すことに賛成かなどと憲法の平和主義に反する暴言を繰り返したほか、過剰に飲酒し、禁じられていたにもかかわらず夜間外出を企て同行政職員に制止されたことなどの行為について、北方四島交流事業の円滑な実施を妨げる威力業務妨害とも言うべき行為であり、衆議院の権威と品位を著しく失墜させたこと。衆議院として国会議員としての資格はないと断じ、直ちに、みずから進退について判断するよう促すという厳しいもので議員辞職を迫っています。

丸山穂高衆議院議員の北方領土奪還は戦争しないとどうしようもなくないかなどの暴言を元島民に浴びせた発言は、島民が積み上げてきた交流と想いを壊すものでありとても許されるものではありません。

北海道議会でも、根室市議会でも全会一致で決議が採択されているように国会議員としての資質に欠けているのではないのでしょうか。

よって、本市議会は、丸山穂高衆議院議員に対し、議員を辞職することを強く要請いたします。

以上、決議する。

苫 小 牧 市 議 会